（漁業経営の改善及び再建整備に関する特別措置法施行令の一部改正）

第三十条　漁業経営の改善及び再建整備に関する特別措置法施行令（昭和五十一年政令第百三十二号）の一部を次のように改正する。

第二条を次のように改める。

（農林水産大臣が行う改善計画の認定に係る業種）

第二条　法第四条第一項第一号の政令で定める業種は、漁業法（昭和二十四年法律第二百六十七号）第三十七条に規定する大臣許可漁業のうち農林水産省令で定めるものとする。

第六条各号を次のように改める。

一　底びき網漁業（動力漁船により底びき網を使用して行う漁業をいう。）のうち農林水産省令で定めるもの

二　まき網漁業（動力漁船によりまき網を使用して行う漁業をいう。）のうち農林水産省令で定めるもの

三　かつお・まぐろ漁業（動力漁船により浮きはえ縄を使用して又は釣りによつてかつお、まぐろ、かじき又はさめをとることを目的とする漁業をいう。）のうち農林水産省令で定めるもの

四　さけ・ます流し網漁業（動力漁船により流し網を使用してさけ又はますをとることを目的とする漁業をいう。）のうち農林水産省令で定めるもの

五　いか釣り漁業（動力漁船により釣りによつていかをとることを目的とする漁業をいう。）のうち農林水産省令で定めるもの

六　はえ縄漁業（動力漁船によりはえ縄を使用して行う漁業をいう。）のうち農林水産省令で定めるもの

（漁業経営の改善及び再建整備に関する特別措置法第十三条第一項の職業転換給付金に関する政令の一部改正）

第三十一条　漁業経営の改善及び再建整備に関する特別措置法第十三条第一項の職業転換給付金に関する政令（昭和五十一年政令第百六十六号）の一部を次のように改正する。

第一条中「のとおり」を「に掲げる業種（いずれも離職を余儀なくされた者の発生状況その他の事情を勘案して国土交通省令で定めるものに限る。）」に改め、同条各号を次のように改める。

一　底びき網漁業（動力漁船により底びき網を使用して行う漁業をいう。）

二　まき網漁業（動力漁船によりまき網を使用して行う漁業をいう。）

三　かつお・まぐろ漁業（動力漁船により浮きはえ縄を使用して又は釣りによつてかつお、まぐろ、かじき又はさめをとることを目的とする漁業をいう。）

四　いか釣り漁業（動力漁船により釣りによつていかをとることを目的とする漁業をいう。）

五　はえ縄漁業（動力漁船によりはえ縄を使用して行う漁業をいう。）

（特定商取引に関する法律施行令の一部改正）

第三十二条　特定商取引に関する法律施行令（昭和五十一年政令第二百九十五号）の一部を次のように改正する。

別表第二第七号中「第百二十一条の二第三項」を「第百六条第三項」に、「第百二十一条の四第一項」を「第百八条第一項」に、「第百二十一条の五の三第一項」を「第百十一条第一項」に、「第百二十一条の五の二第二項」を「第百十条第二項」に、「第百二十一条の五の八第六項」を「第百十六条第六項」に、「第百二十一条の六第一項第八号」を「第百十八条第一項第八号」に改める。

（国際協定の締結等に伴う漁業離職者に関する臨時措置法施行令の一部改正）

第三十三条　国際協定の締結等に伴う漁業離職者に関する臨時措置法施行令（昭和五十二年政令第三百二十九号）の一部を次のように改正する。

別表第一号中「沖合底びき網漁業（」の下に「改正前の旧指定漁業政令（」を、「よる改正前の」の下に「旧指定漁業政令（漁業法等の一部を改正する等の法律の施行に伴う関係政令の整備及び経過措置に関する政令（令和二年政令第二百十七号）第五条の規定による廃止前の」を加え、「。以下「改正前の指定漁業を定める政令」という」を「）」をいう。第八号及び第九号において同じ。）をいう。以下同じ」に改め、同表第二号、第三号及び第五号から第七号までの規定中「改正前の指定漁業を定める政令」を「改正前の旧指定漁業政令」に改め、同表第八号中「漁業法第五十二条第一項の指定漁業を定める政令（次号において「指定漁業を定める政令」という。）」を「旧指定漁業政令」に改め、同表第九号中「指定漁業を定める政令」を「旧指定漁業政令」に改め、同表第十号中「漁業法」を「漁業法等の一部を改正する等の法律（平成三十年法律第九十五号）第一条の規定による改正前の漁業法」に改め、同表第十二号及び第十四号中「改正前の指定漁業を定める政令」を「改正前の旧指定漁業政令」に改め、同表第十六号中「附則第三条」の下に「の規定」を加える。

（銀行法施行令の一部改正）

第三十四条　銀行法施行令（昭和五十七年政令第四十号）の一部を次のように改正する。

第十六条の十一第一項第二号中「第百二十一条の五の六」を「第百十四条」に改め、同条第二項第二号中「第百二十一条の五の七」を「第百十五条」に改める。

第十六条の十二の表水産業協同組合法第百二十一条の五の六の認定の項中「第百二十一条の五の六」を「第百十四条」に、「第百二十一条の五の七」を「第百十五条」に改める。

第十六条の十六第四号中「第百二十一条の六第一項」を「第百十八条第一項」に改める。

（協同組合による金融事業に関する法律施行令の一部改正）

第三十五条　協同組合による金融事業に関する法律施行令（昭和五十七年政令第四十四号）の一部を次のように改正する。

第五条の十第一項第二号中「第百二十一条の五の六」を「第百十四条」に改め、同条第二項第二号中「第百二十一条の五の七」を「第百十五条」に改める。

第五条の十一の表水産業協同組合法第百二十一条の五の六の認定の項中「第百二十一条の五の六」を「第百十四条」に、「第百二十一条の五の七」を「第百十五条」に改める。

（労働金庫法施行令の一部改正）

第三十六条　労働金庫法施行令（昭和五十七年政令第四十六号）の一部を次のように改正する。

第七条の二の四第一項第二号中「第百二十一条の五の六」を「第百十四条」に改め、同条第二項第二号中「第百二十一条の五の七」を「第百十五条」に改める。

第七条の二の五の表水産業協同組合法第百二十一条の五の六の認定の項中「第百二十一条の五の六」を「第百十四条」に、「第百二十一条の五の七」を「第百十五条」に改める。

第七条の二の七第四号中「第百二十一条の六第一項」を「第百十八条第一項」に改める。

（国民年金基金令の一部改正）

第三十七条　国民年金基金令（平成二年政令第三百四号）の一部を次のように改正する。

第三十条の二第三項中「第百条の八第一項」を「第百五条第一項」に、「第十五条の十」を「第十五条の十七」に改める。

（農林中央金庫及び特定農水産業協同組合等による信用事業の再編及び強化に関する法律施行令の一部改正）

第三十八条　農林中央金庫及び特定農水産業協同組合等による信用事業の再編及び強化に関する法律施行令（平成九年政令第八号）の一部を次のように改正する。

附則第十五条第一項の表第九十四条第三項の項中「第三十四条の二第四項」を「第三十四条の二第五項」に改め、同表第百十六条第二項の項中「第十一条の六第二項」を「第十一条の八第二項」に改める。

（南極地域の環境の保護に関する法律施行令の一部改正）

第三十九条　南極地域の環境の保護に関する法律施行令（平成九年政令第二百四十四号）の一部を次のように改正する。

第一条第一号中「第五十二条第一項」を「第三十六条第一項」に改め、同条第二号中「第六十五条第一項」を「第百十九条第一項」に改め、同条第三号を削る。